



子どもの権利に関する情報紙

38号

Titti

ちっちゃん ちっちゃん



子どもは、それぞれが一人の人間で、自分らしく生きる権利、人として尊重される権利があります。

それは、子どももおとなも同じこと。

「Titti (ちっちゃんけどちっちゃんない)」は、そんな思いを込めて作っています。

11月20日はかわさき子どもの権利の日

市制100周年記念特集

『子どもの権利×うんこドリル』の お披露目イベントを開催!!

市制100周年にあたり、「川崎市子どもの権利に関する条例」の更なる普及・啓発を行い、市民の方々に知るきっかけや理解を深めていただくための『子どもの権利×うんこドリル』がついに完成しました!

完成に伴い、うんこドリルのお披露目イベントを市制記念日となる7月1日によりみうりランドで、7月27日にグランツリー武蔵小杉で、7月28日にラゾーナ川崎プラザ ルーファ広場で開催しました。

お披露目イベントでは、3か所合計で約2,000名の方々に御来場頂き、うんこドリルを無料配布の上、うんこ先生と司会者によるステージショーを披露しました。



▲よみうりランドでの様子▲



▲グランツリー武蔵小杉での様子



▲ラゾーナ川崎プラザでの様子

ステージショーでは、うんこ先生と一緒にうんこドリルの問題にチャレンジする体験企画を行い、来場者の方々による活発な御参加もいただきながら、会場は大いに盛り上がり、楽しみながら子どもの権利に触れる大変有意義な時間となりました。



©Y.F/BKS



申込フォーム

「子どもの権利」について学びませんか?

子ども未来局青少年支援室では、子どもの権利に関する研修や学習会等に講師を派遣しています。

子どもを含む市民、行政職員、教職員、子どもに関わる施設等の職員を対象とした、研修や学習会で、「子どもの権利」について学びませんか?

30分から120分程度で、ご要望に応じて講義やワークショップをいたします。

うんこドリルを活用した学習もできます。費用はかかりません。

ぜひご依頼ください。



「子ども・若者の“声”募集箱」～君のつぶやきをきかせて～

小学4年生～18歳の子ども・若者が、川崎のまちに対して想っていること、感じていること、提案などを市ホームページから伝えることができる仕組みです。届いた声は、すべて市長が確認し、施策の参考としています。

スマートフォン、パソコン、または、市内小中学生はGIGA端末をお持ちの方などはお気に入りからも気軽に投稿できます。

市ホームページ投稿フォームは
こちらから→

子ども・若者の“声”募集箱 市ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/kodomo/category/275-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



令和6年「かわさき子どもの権利の日のつどい」

11月30日(土) 10時～15時 中原市民館 にて開催します。

現在実行委員会にて企画中。

11月20日「かわさき子どもの権利の日」の前後1か月は、
市民企画事業も開催されます。

詳細は市ホームページにて公開予定。

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-2-6-0-0-0-0-0-0.html>



子どもの意見表明を大切にするには

子ども基本法第3条では、子ども施策を行ううえでの基本理念として、全ての子どもが「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会」が確保されることが明記されています。また、子どもの権利条約（第12条）、や、川崎市子どもの権利に関する条例（第15条）では、子どもの意見表明について保障する条文があります。形式的に意見を言える場や参加できる場を作るだけでなく、積極的に意見を求め、表明された意見を子どもの年齢や成熟度に応じて正当に尊重し、どのくらい実現できたか、実現できない場合の理由等をしっかりと説明することが大切です。



令和4年に改正された児童福祉法でも、意見表明等支援事業が法定化されました。子ども一人ひとりの年齢・発達段階、状況によって必要な意見表明等支援は異なり、子どもたちからは話が合う、波長が合うと感じられる人、真剣に向き合ってくれる、信頼できる人に話をしたいという声が聞かれています。

みなさんが家庭や、地域・職場で子どもと接するときも、子どもが安心して意見を言えることや、その意見がどうなるのかきちんとフィードバックし、子どもが自分に関係することは自分自身で変えていけると思える経験ができる環境づくりが大切です。



発行：川崎市こども未来局 青少年支援室

青少年育成・子どもの権利担当

電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931

川崎市子どもの権利施策

検索

